みんなで考えてみよう…市町村合併

第6回長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会から

6月25日（水）に第6回の合併協議会が長門市ルネッサながとで開催され、報告と協議が行われ、一部の議案を除いて原案どおり承認されました。

第6回合併協議会

協議事項

議案第27号■農業委員会の委員の定数及び任期の取扱について（協定項目8）▼①現在の農業委員会の委員は、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。②最初に行なわれる一般選挙の委員の定数は30人。③旧市町を区域とする4つの選挙区を設ける。選挙区ごとの定数は選挙人の数に比例して定める。④農業委員会の選任による委員は、農業協同組合推薦各1人、農業共済組合推薦1人。議会推薦5人以内とする。

農業委員会の委員の定数

区　分	現在の定数	合併後の定数
選挙の委員	50人	30人※
選任の委員	20人	8人
計	70人	38人

※農委法施行令で定める定数の基準の上限

議案第28号■地方税の取扱い（その1）について（協定項目9）▼地方税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税）について、税率等は下表のとおり現行と差異はないが、各項目ごとにその取扱いを調整する。都市計画税については、今後あらためて協議する。

議案第29号■交通関係事業（その1）について（協定項目24－2）▼交通安全対策会議の設置は長門市の例により合併時に調整、交通安全計画は新市で新計画を策定する。

議案第30号■広報広聴関係事業について（協定項目24－3）▼広報誌・ホームページは、新市で発行・開設する。広報誌の発行日、発行回数及び配布方法は長門市の例による。

議案第31号■コミュニティ施策について（協定項目24－21）▼コミュニティ施策（ふるさとまつり等）は、現行のまま新市に引き継ぎ、運営・支援は新市で調整する。

主な地方税の税率（年額）

個人市民税	1．均等割	
	人口規模	年額
	人口5万人未満の市	2,000円
	2．所得割	
	課税標準	税率
	200万円以下の金額	3%
	200万円を超える金額	8%
	700万円を超える金額	10%
法人市民税	1．均等割	
	法人等の区分	年額
	9段階	50,000円～
	2．法人税割	
	税率	14.7%
固定資産税	税率	1.4%
軽自動車税（代表事例のみ）	区　分	年額
	四輪　乗用　自家用	7,200円
	四輪　貨物用　自家用	4,000円
	四輪　乗用　営業用	5,500円
	四輪　貨物用　営業用	3,000円
	原動機付自転車（0.05L以下）	1,000円

調整方針：地方税法の規定及び1市3町の取扱いに差異がないため現行のとおりとする

次回の協議事項

議案第32号■消防団の取扱について（協定項目22）▼消防団の組織、任用、報酬、消防設備などの調整方針について

議案第33号■納税関係事業について（協定項目24－7）▼納税関係事業の取扱について

議案第34号■新市建設計画について（協定項目25）▼新市建設計画の策定方針、調査・審議について

合併協議会を傍聴してみませんか？

第8回長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会は、8月26日（火）午後1時30分から長門市のルネッサながとで開催されます。

どなたでも傍聴できます。定員は会場の都合で原則30人です。

市町村合併に関するお問い合わせは、役場企画課（☎32－1111内線221）へ